

第1編 一般共通事項

第1章 総則

(1-1-1～1-1-35省略)

1-1-36 建設副産物

1. 受注者は、工事により生じる建設副産物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」を遵守するほか、設計図書に基づき措置しなければならない。

ただし、設計図書に表示がない場合は、監督員と協議しなければならない。

2. 受注者は、建設副産物対策として、発生抑制を考慮した工法・資材の採用、処理方法に応じた分別の徹底、破碎・脱水・乾燥等による減量化に努めなければならない。

3. 受注者は産業廃棄物の適正処理を計画的かつ効率的に行うものとし、工事現場から発生する産業廃棄物の処理計画について、種類毎の発生量と分別・保管・運搬・中間処理・最終処分等の方法を施工計画書に記載しなければならない。

4. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。

5. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

6. 受注者は、建設副産物の搬出にあたり、次の各号に掲げるところにより適宜確認し、適正に処理するものとする。

~~(1) 再資源化施設等、最終処分場に搬入する建設発生土及び産業廃棄物を処理する前に、~~
建設副産物のうち、産業廃棄物を再資源化施設等または最終処分場に搬入する前に、委託契約書(搬出事業者、収集・運搬業者、中間処理または最終処分業者との契約書)の写し及び収集・運搬業者、中間処理、または最終処分業者の許可証の写しを施工計画書に添付しなければならない。

(2) 建設副産物のうち、建設発生土を再資源化施設等または最終処分場に搬入する前に、建設発生土搬入民間受入地届(様式-104)を施工計画書に添付しなければならない。

~~(2-3)~~ 建設発生土について、毎月一回、処分実績を残土処分明細報告書(第7編 様式-103)により作成し、計量伝票を添付の上、監督員に提出しなければならない。

~~(3-4)~~ 産業廃棄物について、産業廃棄物管理票(紙マニフェストまたは電子マニフェス

ト)により、処理実績を照合確認するとともに、毎月一回、建設系廃棄物搬出報告書を(第7編 様式-101)により作成し、紙マニフェストの場合はその写し、電子マニフェストの場合はその一覧表を添付の上、監督員に提出しなければならない。

令和4年度からの発注工事については、電子マニフェストの使用を義務化し、原則紙マニフェストは使用しないものとする。

(4.5) 監督員が確認後に返還した(2)に規定する残土処分明細報告書及び(3)に規定する紙マニフェストの写しは、整理保管のうえ、工事検査時、現場確認検査時及び中間技術検査時、または監督員の指示がある場合に提出しなければならない。

7. 受注者は、請負代金額が一定額(100万円)以上の場合、特定建設資材(加熱アスファルト混合物等)または土砂、砕石等、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を所定様式により作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

8. 受注者は、請負代金額が一定額(100万円)以上の場合、特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊など)、建設廃棄物(その他がれき類、建設発生木材、建設汚泥(泥水を含む。))、建設混合廃棄物、金属くず、廃塩化ビニル管、廃プラスチック、廃石膏ボード、紙くず、アスベストなど)または建設発生土を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を所定様式により作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

9. 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、前2項の工事現場搬入及び工事現場搬出が完了した後、速やかに実施状況を記録した再資源化等報告書、再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)を所定様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

(1-1-37~1-1-59省略)